

## 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について

平成30年7月豪雨を教訓として、国においては住民の皆さまが情報の意味をすぐに理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルで定めました。町おいても、この警戒レベルを用いて避難情報を発令します。

警戒レベル	住民の皆さまに求める行動	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 〔町が発令〕
警戒レベル4 〔全員避難〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された避難所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定された避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>	避難勧告 避難指示(緊急) 〔町が発令〕
警戒レベル3 〔高齢者等は避難〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者など避難に時間を要する人とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> </ul>	避難準備・ 高齢者等避難開始 〔町が発令〕
警戒レベル2	避難に備え、防災マップ等により、自らの避難行動を確認する。	大雨(洪水)注意報 〔気象庁が発表〕
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕

※立退き避難：家屋など現在いる危険な場所から指定された避難所や「近隣の安全な場所」へ移動すること

※近隣の安全な場所：近隣の堅くて丈夫な建物、山から離れた小高い場所など

※屋内安全確保：屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋などへ移動すること

### ●避難所

町の施設である避難所は、指定避難所のほか、小規模な災害など災害の状況により弾力的に運用する避難所（弾力運用避難所）があります。開設する避難所は、避難情報発令の際に併せてお知らせいたします。

**指定避難所**=東能勢中学校体育館（余野159-2）、高山コミュニティセンター（高山10）、吉川小学校体育館（吉川419）、吉川中学校体育館（東ときわ台1-3-2）光風台小学校体育館（新光風台1-5-1）

**弾力運用避難所**=中央公民館（余野26）、高山コミュニティセンター（高山10）西公民館（光風台5-1-2）、スポーツセンターシートス（新光風台3-1-10）

### ー「とよのたんぽぽメール」に登録してください（防災行政無線の放送内容が確認できます）ー

町の気象警報、緊急地震速報、避難所開設などの防災情報や弾道ミサイル発射などの国民保護情報、防災行政無線の放送内容、生活上の安全の確保に関する情報などを配信します。

#### 《登録方法》

携帯電話・スマートフォン・パソコンから右の二次元バーコードを読み取り送信、または [tanpopo.toyono-town@raiden3.ktaiwork.jp](mailto:tanpopo.toyono-town@raiden3.ktaiwork.jp) に空メールを送信してください。



### ー「おおさか防災ネット（防災情報メール）」に登録してくださいー

選択した地域（市町村）ごとに、気象警報、台風、地震などの情報がメール配信されます。

#### 《登録方法》

携帯電話から右の二次元バーコードを読み取り送信、または [touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net) に空メールを送信してください。

問=総務課 ☎739-3415



## 土砂災害特別警戒区域内における移転・補強助成制度

本町では、土砂災害対策として、土砂災害特別警戒区域内にある家屋を対象に、住民の方が実施される区域外へ家屋の移転および既存家屋の補強の対策に対して、その費用の一部について助成する制度を行っています。

### 助成の対象者

町内の土砂災害特別警戒区域内にある住宅にお住まいの方（ただし、土砂災害特別警戒区域が指定される前から建築されている住宅に限る）。

### 助成の内容

#### 「土砂災害特別警戒区域内から移転される場合」

既存家屋の撤去費、新たな家屋の購入・建設費および土地の購入の一部を助成します。（ただし、家屋の建設・購入および土地の購入をするために要する資金を金融機関から借り入れた場合に限る）

補助限度額 ※家屋の撤去費 80万2千円、新たな家屋の購入・建設費 319万円、土地の購入費 96万円

#### 「土砂災害特別警戒区域内にある家屋を補強される場合」

補強工事を行うための設計費及び補強工事費の一部を助成します。

補助限度額 ※設計費 15万1千円、補強工事費 75万9千円

※その他にも要件がありますので、詳しくは建設課までご相談ください。また、お問い合わせなどについては、吉川支所では行っていません。対応は建設課のみです。 **問**=建設課 ☎739-3423

## 安全・安心 木造住宅耐震リフォームの講演会と相談会

**講演内容**=「木造住宅の具体的な耐震診断・補強方法とリフォーム成功の秘訣と実例紹介」

「ピノキオぶるる（倒壊模型）で考える木造住宅の耐震補強」

「豊能町における木造住宅の耐震化の補助制度について」

講演会のほか、「個別相談会」もあります。住まいの耐震はもちろん、お家の事でお悩みがある方もご利用をおすすめします。

**時**=7月10日（水）（講演会）午後1時～3時10分

（個別相談会）午前11時～午後0時30分、午後3時10分～4時10分

**場**=西公民館2階大会議室 **員**=100名（先着順） **￥**=無料 **主催**=NPO法人・家・街安全支援機構 **共催**=豊能町  
申込み・問合せなどについては、吉川支所では行っていません。対応は都市計画課のみです。

**申・問**=都市計画課 ☎739-3425

## 職員採用試験のお知らせ

### △試験区分、採用予定人数および受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
①建築職 【社会人経験者】	若干名	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を令和元年7月末までに5年以上有する（見込み含む）人
②建築職 【大学卒程度】		昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力が必要となります。)

**申込受付期間**=7月5日（金）～7月16日（火）

**第1次試験日**=8月4日（日）

①建築職【社会人経験者】：小論文、適性検査 ②建築職【大学卒程度】：専門試験、小論文、適性検査

**第2次試験日**=8月25日（日） **採用予定日**=令和元年10月1日

<採用試験案内・申込書等の入手方法>

7月1日（月）より、次の方法で入手することができます。

①総務課（本庁2階）または吉川支所で受け取る。

②町ホームページ (<http://www.town.toyono.osaka.jp/>) からダウンロードする。

③郵送により請求する：郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求（※試験職種（建築職）を記入）」と朱書きし、返信用封筒〔角形2号封筒（33cm×24cm程度）に切手140円分を貼り、郵便番号と宛先を明記のこと〕を必ず同封のうえ、下記へ郵送してください。

**問・申**=総務課 ☎739-3415 ☎563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

## 【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

# 後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が“橙色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留にて送付します。新しい被保険者証は、お手元に届いたときから使用できます。

また、現在お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は、7月31日までです。それ以後は使用できませんのでご注意ください。

○有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で破棄いただくか、保険課または吉川支所へお返しください。

## 後期高齢者医療保険料の決定について

平成31年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、7月中旬に被保険者の皆さんに保険料額決定通知書を送付します。

保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や保険料額決定通知書に同封する納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

また、年度途中に被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関の窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい減額証を7月下旬に豊能町から発送します。

②後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されるもので、現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者が対象となります。

現在、交付されている限度証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者には、新しい限度証を7月下旬に豊能町から送付します。

※①減額証、②限度証共に、これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望される場合は、隨時、保険課または吉川支所で申請することができます。

## お問い合わせ

◎制度全般に関すること…大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
被保険者証、保険料等について	資格管理課	☎06-4790-2028
高額療養費、健康診査、医療費通知等について	給付課	☎06-4790-2031
予算、広報、議会等について	総務企画課	☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること…保険課 ☎739-3422

## 案内一般

### 家屋調査にご協力ください

町では固定資産税の課税の公平を期すため、地方税法に定められた家屋調査を実施しています。

#### ▼新築・増築家屋の調査

新築・増築された家屋については、完成の翌年から建物の固定資産税が課税されますが、その税額算出のため、現地調査を実施しています。

調査では家屋の屋根や外壁、各部屋の内装などに使用されている資材等の状況を確認します。

#### ▼家屋の一斉調査の実施

この調査は、家屋の新築・増築、取り壊しを把握し、現況と課税内容を一致させるために行います。

いざれの調査にも「固定資産評価補助員証」を携帯した税務課の職員が伺います。また、必要に応じて屋内を拝見させていただく等の内部調査を行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

#### ▼新築・増築・減失家屋の届出のお願い

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新築・増築した場合や取り壊した場合は、固定資産税額が変更されることがありますので、税務課までご連絡ください。

#### ▼宅地の軽減措置について

住宅の敷地には軽減措置が適用され

ています。住宅の取り壊しなどで、土地の固定資産税額が変わることがありますので、土地の利用状況を変更した場合、または変更する予定がある場合は、お問い合わせください。

問：税務課 ☎ 06-634-17

## 豊能税務署からのお知らせ

来署による「相談」は、電話等による事前予約をお願いします。

※事前予約の際には、お名前・連絡先・ご相談内容等を伺います。なお、税金の納付相談や確定申告期に開設する申告相談会場へお越しの際には、事前予約は必要ありません。

問：豊能税務署 ☎ 051-224-41

### 視覚障がい者スマートスピーカーでできること講習受講者募集

スマートスピーカーでどんなことができるのか、解説とデモを通して学びます。（豊能町・池田市・箕面市・能勢町共催）

時：2月16日（火）、17日（水）のうちいずれか1日  
午後1時30分～4時30分

所：池田市保健福祉総合センター4階  
講習室（池田市城南3丁目1番40号  
市立池田病院隣）

対：町内在住で身体障害者手帳を所持している15歳以上の視覚障害者

員：5名（先着順）

￥：無料

締：2月6日（火）

申・問：福祉課 ☎ 06-634-17  
FAX：06-634-17  
shougai@town.toyono.osaka.jp

電話：FAX・メールのいずれかでお申し込みください。

### 介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費（家賃や光熱水費）および食費は利用者負担となりますが、所得が低い方の負担が重くなりないように軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。

①対象となるサービス（居住費・食費）

- ・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）※地域密着型含む
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護医療院サービス
- ・介護療養型医療施設サービス（介護保険適用の療養病床）
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

②対象となる方・軽減の内容  
別表の第1段階から第3段階に該当する方が軽減の対象です。申請により、所得などの状況に応じて居住費・食費

の負担限度額（上限）を設定します。

\*利用者負担段階の第2段階と第3段階とを区別する年金収入などに、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定されます。

利用者負担段階	該当要件等	居住費（滞在費）※日額				食費※日額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	①住民税世帯（世帯を分離した配偶者を含む）非課税かつ老齢福祉年金を受けている方、または②生活保護を受けている方	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
第2段階	住民税世帯（世帯を分離した配偶者を含む）非課税で「合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計額が80万円以下」の方	820円	490円	490円（420円）	370円	390円
第3段階	住民税世帯（世帯を分離した配偶者を含む）非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円
第4段階 基準費用額	①同じ世帯内に住民税課税者はいるが本人は住民税非課税の方、または②住民税を課税されている方	1,970円	1,640円	1,640円（1,150円）	840円	1,380円

・表中の（ ）内の料金は特別養護老人ホームおよび短期入所生活介護の場合です。

・利用者負担は上表の居住費（滞在費）、食費のほか、介護保険サービスの1～3割負担があります。

・その他、施設によっては日常生活費、特別な室料・特別な食費がかかる場合があります。

問：保険課（介護） ☎ 06-634-21

## 心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

障がいのある人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者の理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、賞状等を贈呈します。

■作文 400字詰め原稿用紙(縦書き)で、小・中学生は2~4枚、高校生・一般は4~6枚※点字や電子メールでの応募も可

■ポスター 小・中学生のみ。B3用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

**募集期間** 7月1日(月)~7月4日(水)  
**応募方法** 左記へ郵送(7月4日の消印まで有効)または持参  
※ただし、土・日・祝日は持参による受付は行つておつません。

申・問=〒540-8570

大阪市中央区大手前3丁目6番12号  
大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課権利擁護グループ  
(47)、教育長に森田雅彦氏(67)がそれ就任しました。

FAX 06-6014-0301(内線6401)  
● 詳細は、ホームページを「ご覧ください」。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuis hin/syousai-info/r1sakubunposuta.html>

「7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です」

「社会を明るくする運動」は、全て

の国民が犯罪の防止と罪を犯した人の更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くとする全国的な運動です。

町においても、社会を明るくする運動豊能地区実施委員会が中心となり、「第69回社会を明るくする運動」を開します。

失われつつある社会的連帯感を甦らせ、少年の道徳や規範意識を養い、非行に陥った少年の更生を図るために、地域に根ざした幅広い活動を展開していかなければなりません。

安全で安心して暮らせる明るい地域社会の実現のため、皆さまの「理解とご協力をお願いします。

問=住民人権課 ☎740-3402

## 副町長・教育長の就任について

7月14日付で、副町長に池上成之氏

(47)、教育長に森田雅彦氏(67)がそれ就任しました。

池上氏は、平成6年に大阪府に入庁し、市町村課課長補佐(泉南市派遣)、人事委員会事務局課長補佐、市町村課参事などを歴任しました。

森田氏は、箕面市教育推進部長、箕面市立西小学校長、箕面市教育長、能勢町教育長などを歴任しました。

「社会を明るくする運動」は、全て

の国民が犯罪の防止と罪を犯した人の更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くとする全国的な運動です。

## 自衛官募集

**募集種目**=自衛官候補生(男子・女子)

**対**=18歳以上27歳未満の方 **受付期間**=通年

\*応募方法や、その他の募集種目についてはお問い合わせください。

問=自衛隊豊中募集案内所

☎06-6843-8400

## 令和元年(2019年)度 大阪府警察官(巡回)募集(第2回目)

大阪府では、警察官を募集しています。

詳細は、お問い合わせください。

**受付期間**=

【一般選考】

○郵送: 7月1日(月)~25日(木) 消印有効  
○電子申請(インターネット):  
7月1日(月)~8月2日(金)午後5時まで

**【自己推薦方式】(郵送のみ)**

7月1日(月)~25日(木) 消印有効

**第1次選考日**=9月21日(土)

問=大阪府警察官採用センター

☎0120-370-314

(平日のみ 午前9時~午後5時45分)

## 大阪府池田保健所7月の事業

### ▶骨髄バンクドナー登録(要申込み)

時=7月2・9日(火)午前11時~12時(受付)

### ▶B・C型肝炎ウイルス検査(要申込み)

時=7月2・9日(火)

午後2時30分~3時(受付)

対=府内在住の20歳以上39歳以下の未受診者。

ただし、40歳以上の健診を受ける機会のない方は可。

¥=無料

### ▶HIV/エイズ・梅毒(血液)、クラミジア(尿)検査(匿名可)

時=7月2・9日(火)

午後1時30分~2時30分(受付)

¥=HIV/エイズ検査は無料

(その他は同検査と同時に受けければ無料)

### ▶こころの健康相談(予約制)

日程など詳細はお問い合わせください。

### ▶水質検査・検便

時=7月2・9・16・23・30日(火)

午前9時30分~11時30分

※あらかじめ検査容器等を受領に来所願います。

¥=有料

問=大阪府池田保健所 ☎751-2990

# とよの健康づくり

Vol.25

地域まるごといきいきと!

# がんは早期に発見すれば 90%以上が治ります\*

町が実施するがん検診は、実際にかかる費用（乳がんなら1万円前後）よりも安く受けることができます。



## ～ぜひ、この機会にがん検診を受けてください～

\*ここでいう「治る（=治療）」とは、診断時からの5年相対生存率です。

相対生存率は、がん以外の原因で亡くなる人の影響を除いた数値です。

出典：全がん協加盟施設の生存率共同調査（2004年～2007年全症例）

## ①検診内容・対象

検診名	検診内容	対象	
		集団	個別
胃がん検診	胃部のX線撮影 (バリウム検査)	35歳以上の住民	40歳以上の住民
大腸がん検診	便潜血反応検査		
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診検査	平成31年4月1日現在、 20歳以上かつ偶数年齢の女性*	
乳がん検診	マンモグラフィー検査	・平成31年4月1日 現在、35歳の女性 ・平成31年4月1日 現在、36歳以上か つ偶数年齢の女性*	平成31年4月1日 現在、40歳以上か つ偶数年齢の女性*

\*奇数年齢の方でも、平成30年度に町の検診を受診されていない場合は、集団検診を受診できます。

## ②受診方法：集団検診と個別検診の2通りがあります

	場所	日程	申込み先
集団検診	保健福祉センター 中央公民館※ ※年2回、胃・大腸のみ	4月～12月、3月 <b>年度末は検診回数が減るため 早めの受診をお勧めします</b>	保健福祉センター (738-3813)
個別検診	委託医療機関	<b>随時*</b> ※ただし、医療機関の予約状況によります	各委託医療機関

集団検診の日程や委託医療機関の詳細、料金の情報については、ホームページ、成人の健康事業案内でご確認ください。

問=健康増進課（保健福祉センター内） ☎738-3813

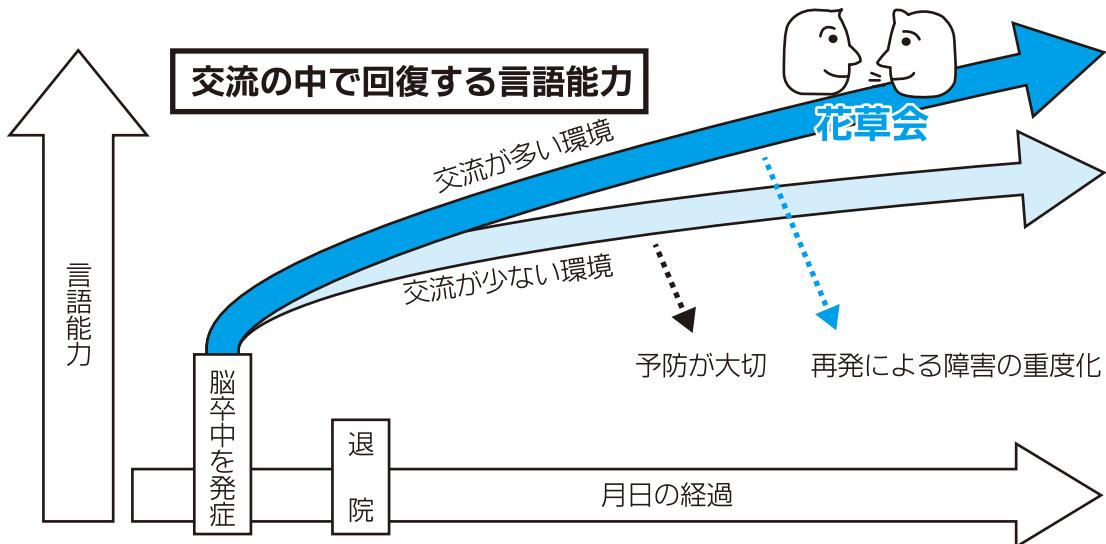
## コラム 介護予防

### はなそうかい 花草会

花草会は、脳卒中などの脳の病気で「話しづらくなった」「会話が難しくなった」方の交流会です。うまくことばが出てこないと外出がおっくうになり、会話の機会が少なくなると、言語能力はさらに衰えます。花草会では、病院の言語訓練とは違い、地域の脳卒中後遺症の方々が集い、会話し、ゆっくりしたペースで回復を目指します。

脳卒中後の後遺症を改善し、重度化させないために「再発の防止」が大切です。また、会話の機会が少ないと、健康に関する情報に触れにくくもなります。花草会では毎回、看護師・保健師が参加者の血圧を測定し、健康維持に必要な情報をその人の状況に合わせて提供しています。元気で活動し、社会参加することが再発予防・介護予防につながります。

「花草会」という名前は、脳卒中後失語症となり会話が難しくなった住民の方が「失語症になっても、花草会で話そうかい！」と、名付けてくれました。脳卒中後、会話に自信がなくなった方、再発が心配な方、保健福祉センターに相談してください。言語聴覚士・看護師・保健師が対応します。



時=毎月2回第1・3水曜日 午後1時30分から

問=健康増進課（保健福祉センター内）☎738-3813

### 熱中症、を予防しましょう

#### 暑さを避ける



**室 内** 扇風機やエアコンで温度を調整  
すだれ、打ち水を利用する

**外出時** 日傘、帽子をかぶり直射日光を避ける  
日陰を利用する

#### 水分補給をする



のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を  
しましょう  
汗をかいたときには塩分の補給も忘れずにし  
ましょう

問=健康増進課（保健福祉センター内）☎738-3813